

要綱に定める基準

介護予防訪問型サービス（共通事項を除く）

人員基準・設備基準	訪問介護員等	常勤換算法で2.5以上（介護福祉士、介護福祉士実務者研修修了者等の資格を有する者）
	サービス提供責任者	常勤専従（サービス提供に支障がない場合、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問看護事業所に従事することができる。） 利用者40人又はその端数を増すごとに1人以上（条件を満たした場合、50人又はその端数を増すごとに2人以上）
	管理者	専従常勤（管理上支障がない場合は、事業所の職務又は同一敷地内の他事業所・施設等の職務に従事できる）
	設備・備品等	事務の運営に必要な面積を有する専用の区画を設け、サービスの提供に必要な設備・備品を備える。
運営基準	介護等の総合的な提供	身体介護、家事援助を特定の支援に偏ることのないよう総合的に提供する。

訪問型サービスA（共通事項を除く）

人員基準・設備基準	従事者	1以上（資格者、市の研修修了者） 訪問型サービスA利用者がいない場合は、置かないことができる。
	訪問型サービスA提供責任者	専従（サービス提供に支障がない場合、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問看護事業所に従事することができる。） 利用者40人又はその端数を増すごとに1人以上（条件を満たした場合、50人又はその端数を増すごとに2人以上） 訪問型サービスA利用者がいない場合は、置かないことができる。
	管理者	専従（管理上支障がない場合は、事業所の職務又は同一敷地内の他事業所・施設等の職務に従事できる）
	設備・備品等	事務の運営に必要な面積を有する専用の区画を設け、サービスの提供に必要な設備・備品を備える。
運営基準	介護等の総合的な提供	家事援助を特定の支援に偏ることのないよう総合的に提供する。

要綱に定める基準

訪問型サービス共通事項（運営基準、効果的な支援に関する基準）

運営基準	自分を証する書類の携行	訪問サービスの従業者は身分を証する書類を携行し、初回訪問時と利用者・家族から求められたときは提示する
	利用料等の受領	法定代理受領サービスを提供した際は、利用者から利用料の一部として、第1号事業費用基準額から事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除した額の支払を受ける 法定代理受領サービスに該当しないサービスの利用料と、第1号事業費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする あらかじめ利用者・家族に対し説明を行い、同意を得て、第1号事業支給費以外に利用者に負担させることが適当と認められる費用を受けることができる。
	同居家族に対するサービス提供の禁止	訪問介護員等に同居家族に対するサービスを提供させてはならない
	管理者及びサービス提供責任者の責務	管理者は、事業所の従業者・業務の管理を一元的に行い、当該基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う サービス提供責任者は、①サービス利用に関する調整、②状態の変化、サービスの意向を把握する、③サービス担当者会議への出席、介護予防支援事業者等との連携、④具体的援助目標等の指示、利用者状況の伝達、⑤業務の実施状況の把握、⑥業務管理、⑦研修、技術指導の実施、⑧その他サービス内容の管理に必要な業務を行う
	運営規定	①事業・施設の目的・運営の方針、②従業者の職種・員数・職務内容、③営業日・営業時間、④サービスの内容・利用料等の費用の額、⑤事業の実施区域、⑥緊急時等における対応方法、⑦その他運営に関する重要事項などについて、規程を定めておく
	勤務体制の確保等	適切なサービスを提供できるよう、訪問介護員等の勤務の体制を定め、資質の向上のために、その研修の機会を確保する
	衛生管理等	訪問介護員等の清潔の保持、健康管理について必要な管理を行う 設備、備品等について、衛生的な管理に努める
効果的な支援	基本取扱方針	利用者の介護予防に資するよう、目標を設定し、計画的に行う 自ら介護の質の評価を行い、常に改善を図る 利用者ができる限り自立した日常生活を営めるよう、支援することを目的とする 利用者が有する能力を最大限活用することができるようサービスの提供に努める コミュニケーションを十分に図るなど、利用者の主体的参加の働きかけに努める
	具体的取扱方針	主治医等からの情報やサービス担当者会議等により、心身の状況等の確な把握を行い、サービス計画を作成する サービス計画の内容を利用者・家族に説明し、同意を得て、利用者に計画を交付する サービス計画に基づき、日常生活を営むのに必要な支援を行うものとし、適切な介護技術を持って懇切丁寧に提供する サービスの実施状況の把握とその結果を記録し、指定介護予防支援事業者に報告する また、必要に応じて計画の変更を行う
	留意事項	アセスメントで把握された課題、改善状況等を踏まえ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努める。 利用者が可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮し、地域住民等の取組等による支援又は他の福祉サービスの利用について考慮する。